



前橋市告示第455号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により、別記調書のとおり本市区域内の町区域の設定及び変更をするとともに字区域を廃止するので告示します。

なお、この町区域の設定及び変更並びに字区域の廃止の効力は、前橋都市計画事業新前橋駅前第二土地区画整理事業の地区内に係る土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項に規定する換地処分公告があった日の翌日から生じます。

平成27年 7月 8日

前橋市長 山 本



調 書

町	字	地 番
古 市 町	七 仏	408の1の一部、409の2、410の1の一部、 410の3から410の5まで、410の6の一部、 413の1、413の2の一部、413の3の一部、 413の4、413の5、413の6の一部、 414、415の1、415の2、 415の4の一部、415の6、 417の2から417の4まで
	村 前	442の3から442の8まで、445の1、 445の3から445の5まで、447、 448の1、448の2、449の1、 449の3から449の10まで、450の1、 450の2、450の4から450の8まで、 451の1、451の3から451の5まで、 452の1、452の4、452の5、453の1、 453の2、453の6、 453の11から453の17まで、 455の1から455の4まで、 457の1から457の4まで、458の2、 458の3、459の1から459の5まで
箱 田 町	古 市 境	344の3の一部、344の6の一部、344の9、 347の1から347の4までの各一部、 347の5、347の8から347の10まで、 349の2の一部、350の1の一部、 350の2の一部、350の3、352の1の一部、 352の2から352の4まで、352の6の一部、 353の1、353の3から353の5まで、 353の7から353の10までの各一部、 354の2、354の6、361の3、 361の5から361の7まで、362の2、 363の1から363の10まで、

		3 6 6 の 1 から 3 6 6 の 9 まで、 3 6 7 の 1 から 3 6 7 の 3 まで、 3 6 7 の 5 から 3 6 7 の 2 6 まで、 3 6 8 の 1 から 3 6 8 の 9 まで、 3 6 9 の 1、 3 6 9 の 2、 3 7 0 から 3 7 2 まで、 3 7 2 の 2、 3 7 4 の 1 から 3 7 4 の 3 まで、 3 7 5 の 1 から 3 7 5 の 3 まで、 3 7 6 の 1、 3 7 6 の 2、 3 7 7、 3 7 7 の 2、 3 7 7 の 3、 3 7 8 の 2、 3 7 8 の 5、 3 7 8 の 7
	古 市 前	5 4 7 の 3、 5 4 8 の 2、 5 4 8 の 4
小 相 木 町	堰 向	2 4 2 の 4

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部を含む。）を古市町一丁目に変更し、同区域内の字を廃止する。

町	字	地 番
古 市 町	七 仏	3 9 9 から 4 0 2 まで、 4 0 3 の 1 から 4 0 3 の 4 まで、 4 0 3 の 6、 4 0 6 の 4、 4 0 6 の 5、 甲 4 0 7 の 1、 4 0 7 の 2 から 4 0 7 の 8 まで、 乙 4 0 8、 4 0 8 の 1 の 一 部、 4 1 0 の 1 の 一 部、 4 1 0 の 2、 4 1 0 の 6 の 一 部、 4 1 2、 4 1 3 の 2 の 一 部、 4 1 3 の 3 の 一 部、 4 1 3 の 6 の 一 部、 4 1 5 の 3、 4 1 5 の 4 の 一 部、 4 1 6 の 1、 4 1 6 の 2
箱 田 町	古 市 境	3 4 1 の 1、 3 4 1 の 4、 3 4 1 の 6、 3 4 2 の 2 から 3 4 2 の 5 まで、 3 4 2 の 7、 3 4 3 の 4、 3 4 3 の 6、 3 4 4 の 1、 3 4 4 の 3 の 一 部、 3 4 4 の 4、 3 4 4 の 6 の 一 部、 3 4 7 の 1 から 3 4 7 の 4 までの 各 一 部、 3 4 8 の 3、 3 4 8 の 6、 3 4 8 の 7、 3 4 9 の 1、 3 4 9 の 2 の 一 部、 3 5 0 の 1 の 一 部、 3 5 0 の 2 の 一 部、 3 5 1 の 2 から 3 5 1 の 4 まで、 3 5 2 の 1 の 一 部、 3 5 2 の 5、 3 5 2 の 6 の 一 部、 3 5 2 の 7、 3 5 2 の 8、 3 5 3 の 2、 3 5 3 の 6、 3 5 3 の 7 から 3 5 3 の 1 0 までの 各 一 部

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部を含む。）をもって古市町二丁目（フルイチマチニチョウメ）を設定し、同区域内の字を廃止する。

平成27年3月12日調査